



# 熊本県公報

第 1 2 2 0 0 号

平成 25 年 3 月 26 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高年齢者支援課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	2
○平成 24 年度予算の要領	(財政課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	15
○財団法人消防試験研究センターの名称変更 (危険物取扱者試験)	(消防保安課)	16
○財団法人消防試験研究センターの名称変更 (消防設備士試験)	( 〃 )	17
○保安林の指定施業要件の変更	(森林保全課)	17
○保安林の指定施業要件の変更	( 〃 )	17
○保安林の指定施業要件の変更	( 〃 )	17
○保安林の指定施業要件の変更	( 〃 )	18
○保安林の指定施業要件の変更	( 〃 )	18
○保安林の指定施業要件の変更	( 〃 )	18
○熊本県遊泳用プール等指導要項の一部を改正する要項の制定	(薬務衛生課)	19
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	19
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	28
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	38
○生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の一部改正	(社会福祉課)	54
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	54
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	68
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	79
○道路の供用開始	(道路保全課)	81
○道路の供用開始	( 〃 )	81
○道路の供用開始	( 〃 )	81
○道路の供用開始	( 〃 )	82
○道路の供用開始	( 〃 )	82
○道路の供用開始	( 〃 )	82
○道路の供用開始	( 〃 )	82
○道路の供用開始	( 〃 )	83
○道路の供用開始	( 〃 )	83
○道路の供用開始	( 〃 )	83
○道路の供用開始	( 〃 )	84
○道路の区域変更	( 〃 )	85
<b>公 告</b>		
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課)	85
○平成 25 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 N O C 監視運営保守業務に係る一般競争入札の落札結果	(情報企画課)	85
○熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達に係る一般競争入札の落札結果	( 〃 )	86
○熊本県総合行政ネットワーク支線系 (県内分) 通信回線サービスの調達の係る一般競争入札の落札結果	( 〃 )	86
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見	(商工振興金融課)	87
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課)	87
○土地改良区の定款変更認可	( 〃 )	87
<b>登 載 依 頼</b>		
○環境影響評価準備書の作成	(八代市)	87
○熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	88
○熊本県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程	( 〃 )	89
○熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則	( 〃 )	89
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	( 〃 )	89

**告 示**

**熊本県告示第 2 7 2 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護 薫寄堂 山鹿市方保田 3 6 3 6 番地 2	社会福祉法人福寿会	平成 2 5 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 2 7 3 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護 薫寄堂 山鹿市方保田 3 6 3 6 番地 2	社会福祉法人福寿会	平成 2 5 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 2 7 4 号**

平成 2 4 年度熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が平成 2 5 年 2 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により公表する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 4 年度熊本県一般会計補正予算（第 1 2 号）

平成 2 4 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84, 128, 934 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 844, 493, 016 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方交付税		<b>222,332,089</b>	<b>167,235</b>	<b>222,499,324</b>
	1 地方交付税	222,332,089	167,235	222,499,324
2 分担金及び 負担金		<b>4,739,279</b>	<b>2,434,647</b>	<b>7,173,926</b>
	1 分 担 金	400,796	151,355	552,151
	2 負 担 金	4,338,483	2,283,292	6,621,775
3 国庫支出金		<b>136,681,856</b>	<b>60,966,890</b>	<b>197,648,746</b>
	1 国庫補助金	89,862,059	60,966,890	150,828,949
4 繰 入 金		<b>30,429,049</b>	<b>853,521</b>	<b>31,282,570</b>
	1 基金繰入金	29,370,427	853,521	30,223,948
5 諸 収 入		<b>37,612,665</b>	<b>11,641</b>	<b>37,624,306</b>
	1 雑 入	5,871,863	11,641	5,883,504
6 県 債		<b>113,032,948</b>	<b>19,695,000</b>	<b>132,727,948</b>
	1 県 債	113,032,948	19,695,000	132,727,948
歳 入 合 計		<b>760,364,082</b>	<b>84,128,934</b>	<b>844,493,016</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		<b>35,820,253</b>	<b>14,363,344</b>	<b>50,183,597</b>
	1 総務管理費	18,161,359	14,274,000	32,435,359
	2 企 画 費	4,931,351	89,344	5,020,695
2 民 生 費		<b>95,557,991</b>	<b>2,739,265</b>	<b>98,297,256</b>
	1 社会福祉費	65,963,368	1,116,096	67,079,464
	2 児童福祉費	23,845,183	1,623,169	25,468,352
3 衛 生 費		<b>52,547,917</b>	<b>1,803,509</b>	<b>54,351,426</b>
	1 公衆衛生費	37,495,428	1,803,509	39,298,937
4 労 働 費		<b>6,390,574</b>	<b>2,088,371</b>	<b>8,478,945</b>
	1 職業訓練費	1,571,658	1,950	1,573,608
	2 失業対策費	4,551,936	2,086,421	6,638,357
5 農 水 産 業 林 費		<b>57,272,317</b>	<b>29,122,074</b>	<b>86,394,391</b>
	1 農 業 費	13,055,742	8,402,667	21,458,409
	2 農 地 費	16,794,527	9,820,127	26,614,654

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 林 業 費	19,201,789	8,922,280	28,124,069
	4 水 産 業 費	5,551,096	1,977,000	7,528,096
6 土 木 費		<b>80,591,088</b>	<b>33,298,633</b>	<b>113,889,721</b>
	1 道 橋 路 橋 り よ う 費	31,830,247	10,827,849	42,658,096
	2 河 川 海 岸 費	33,198,422	8,607,824	41,806,246
	3 港 湾 費	4,082,317	3,919,200	8,001,517
	4 都 市 計 画 費	6,023,876	9,510,784	15,534,660
	5 住 宅 費	1,800,671	432,976	2,233,647
7 警 察 費		<b>38,771,082</b>	<b>45,922</b>	<b>38,817,004</b>
	1 警 察 活 動 費	3,725,209	45,922	3,771,131
8 教 育 費		<b>166,534,974</b>	<b>119,067</b>	<b>166,654,041</b>
	1 中 学 校 費	33,682,291	1,774	33,684,065
	2 高 等 学 校 費	31,964,111	116,333	32,080,444
	3 特 別 支 援 学 校 費	8,963,165	960	8,964,125
9 災 害 復 旧 費		<b>20,045,647</b>	<b>479,122</b>	<b>20,524,769</b>

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	8,289,379	479,122	8,768,501
	2 教 育 災 害 復 旧 費	71,389		71,389
10 諸 支 出 金		<b>60,122,286</b>	<b>69,627</b>	<b>60,191,913</b>
	1 繰 出 金	21,314,193	69,627	21,383,820
歳 出 合 計		<b>760,364,082</b>	<b>84,128,934</b>	<b>844,493,016</b>

第 2 表 繰越明許費補正

## 1 追 加

款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		<b>14,293,094</b>
	1 総 務 管 理 費	14,274,000
	2 企 画 費	19,094
2 労 働 費		<b>2,086,421</b>
	1 失 業 対 策 費	2,086,421
3 教 育 費		<b>1,774</b>
	1 中 学 校 費	1,774
4 諸 支 出 金		<b>69,627</b>
	1 繰 出 金	69,627
合 計		<b>16,450,916</b>

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 民 生 費		<b>3,114,000</b>	<b>5,853,265</b>
	1 社 会 福 祉 費	2,411,000	3,527,096
	2 児 童 福 祉 費	703,000	2,326,169
2 衛 生 費		<b>200,000</b>	<b>2,003,509</b>
	1 公 衆 衛 生 費	200,000	2,003,509
3 勞 働 費		<b>7,000</b>	<b>8,950</b>
	1 職 業 訓 練 費	7,000	8,950
4 農 林 水 産 業 費		<b>19,706,945</b>	<b>48,727,685</b>
	1 農 業 費	751,000	9,153,667
	2 農 地 費	6,381,630	16,100,423
	3 林 業 費	10,797,315	19,719,595
	4 水 産 業 費	1,777,000	3,754,000
5 土 木 費		<b>44,061,800</b>	<b>74,689,916</b>
	1 道 路 橋 り よ う 費	14,775,000	24,944,316
	2 河 川 海 岸 費	21,807,000	28,606,040
	3 港 湾 費	1,411,800	5,127,800
	4 都 市 計 画 費	5,787,000	15,297,784
	5 住 宅 費	281,000	713,976

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
6 警 察 費		千円 <b>22,000</b>	千円 <b>67,922</b>
	1 警 察 活 動 費	22,000	67,922
7 教 育 費		<b>1,796,000</b>	<b>1,913,293</b>
	1 高 等 学 校 費	1,664,000	1,780,333
	2 特 別 支 援 学 校 費	132,000	132,960
8 災 害 復 旧 費		<b>4,406,000</b>	<b>4,885,122</b>
	1 農 林 水 産 業 費 災 害 復 旧 費	4,406,000	4,885,122
合 計		<b>73,313,745</b>	<b>138,149,662</b>

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正			
追 加			
事 項	期 間	限 度 額	
林業者等資金繰対策利子助成	平成25年度	千円 5,000	



第4表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
土地改良国庫補助事業費	2,275,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	2,847,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	792,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	977,000			
農地防災国庫補助事業費	205,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	376,000			
渇水防除国庫補助事業費	325,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還 等	431,000			
造林国庫補助事業費	242,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	ただし、県	485,000			
林道国庫補助事業費	654,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	744,000			
治山国庫補助事業費	3,500,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	6,059,000			
保安林整備国庫補助事業費	216,000	(その他)	おいては、	は借換えをす ることができ	286,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	392,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	る。	547,000			
漁港国庫補助事業費	618,000	一部又は全部	率)		1,044,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	3,788,200	を翌年度以降 に繰り下げて			5,386,200			
道路維持国庫補助事業費	2,789,000	借り入れるこ とができる。			5,032,000			
河川国庫補助事業費	6,185,000	発行価格が			8,753,000	(補正前に同じ)		
砂防国庫補助事業費	3,534,000	額面金額を下 回るときは、			3,965,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	201,000	その発行差額			405,000			
港湾建設国庫補助事業費	431,000	をうめるため			2,088,000			
街路国庫補助事業費	1,552,000	必要な金額を 加算した額を			4,542,000			
都市公園整備事業費	226,000	限度額とする ことができる。			705,000			
空港直轄事業負担金	82,000				152,000			
農地海岸直轄事業負担金	260,000				361,000			
道路直轄事業負担金	3,064,900				3,721,900			
河川直轄事業負担金	4,232,000				5,860,000			
砂防直轄事業負担金	317,000				497,000			
港湾直轄事業負担金	743,000				896,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山災害現年 発生国庫 補助事業費	千円 310,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 487,000	(補 正 前 に 同 じ)		
交通安全施設 整備事業費	395,000	方公共団体金 融機構、会社、	(ただし、 利率見直	半年賦元利 均等償還又は	415,000			
教育施設現年 発生単県災害 復旧事業費	69,000	その他 (借入方法)	し方式で 借り入れ	元金均等償還、 満期一括償還	21,000			
		証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	る資金に 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。 当該見直 し後の利 率)					
計	37,388,100				57,083,100			

平成 2 4 年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 4 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 83,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,154,829 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		<b>1,682,785</b>	<b>14,500</b>	<b>1,697,285</b>
	1 負担金	1,682,785	14,500	1,697,285
2 国庫支出金		<b>1,005,450</b>	<b>54,000</b>	<b>1,059,450</b>
	1 国庫補助金	1,005,450	54,000	1,059,450
3 繰越金		<b>624,118</b>	<b>500</b>	<b>624,618</b>
	1 繰越金	624,118	500	624,618
4 県 債		<b>429,000</b>	<b>14,000</b>	<b>443,000</b>
	1 県 債	429,000	14,000	443,000
歳 入 合 計		<b>4,071,829</b>	<b>83,000</b>	<b>4,154,829</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		<b>3,432,248</b>	<b>83,000</b>	<b>3,515,248</b>
	1 流 域 下 水 道 費	3,432,248	83,000	3,515,248
歳 出 合 計		<b>4,071,829</b>	<b>83,000</b>	<b>4,154,829</b>

第 2 表 繰越明許費補正 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 土 木 費		<b>1,303,000</b>	<b>1,386,000</b>
	1 流 域 下 水 道 費	1,303,000	1,386,000
合 計		<b>1,303,000</b>	<b>1,386,000</b>

第 3 表 地方債補正 変 更									
起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
熊本北部 流域下水道 事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円				
	266,000				280,000	(補正前に同じ)			

## 平成24年度熊本県電気事業会計補正予算（第4号）

(総 則)

第1条 平成24年度熊本県電気事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成24年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 事業費	1,639,264千円	5,920千円	1,645,184千円
第1項 営業費用	1,305,302千円	5,920千円	1,311,222千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,111,419千円」を「1,112,135千円」に、「52,920千円」を「52,954千円」に、「1,058,499千円」を「1,059,181千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	846,105千円	73,474千円	919,579千円
第2項 荒瀬ダム関連			
交付金等	474,963千円	73,474千円	548,437千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,957,524千円	74,190千円	2,031,714千円
第1項 建設改良費	1,547,093千円	74,190千円	1,621,283千円

## 平成24年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

(総 則)

第1条 平成24年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成24年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「130,196千円」を「131,021千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	944,830千円	238,428千円	1,183,258千円
第1項 企業債	250,000千円	17,000千円	267,000千円
第3項 工事受託金	32,625千円	108,285千円	140,910千円
第4項 補助金	122,326千円	113,143千円	235,469千円

	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,075,026千円	239,253千円	1,314,279千円
第 1 項 建設改良費 (他会計からの補助金)	95,861千円	239,253千円	335,114千円

第 3 条 予算第 9 条中「208,337千円」を「277,964千円」に改める。  
(企業債)

第 4 条 予算第 5 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

(1) 追加

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
八代工業用水道 導水管耐震化事業	17,000	(借入先) 銀行、財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

熊本県告示第 2 7 5 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 水上村

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
    上古屋敷（507-1-004）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
        球磨郡水上村江代
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
        次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
        急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
        次の図のとおり  
        （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
    下古屋敷（507-1-005）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
        球磨郡水上村江代
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
        次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
        急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
古屋敷（507-1-006）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡水上村江代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
片地 E（507-2-022）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡水上村江代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上古屋敷 A（507-2-023）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡水上村江代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上古屋敷 B（507-2-024）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡水上村江代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 2 7 6 号

消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 1 3 条の 8 第 2 項の規定により、財団法人消防試験研究センター理事長鈴木良一から危険物取扱者試験事務を取り扱う指定試験機関の名称変更の届出があったので、同法第 1 3 条の 8 第 3 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 危険物取扱者試験事務を取り扱う指定試験機関の名称

変更前 財団法人消防試験研究センター

変更後 一般財団法人消防試験研究センター



- 2 変更日  
平成25年4月1日

**熊本県告示第277号**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第4項において準用する同法第13条の8第2項の規定により、財団法人消防試験研究センター理事長鈴木良一から消防設備士試験事務を取り扱う指定試験機関の名称変更の届出があったので、第17条の9第4項において準用する第13条の8第3項の規定により公示する。  
平成25年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 消防設備士試験事務を取り扱う指定試験機関の名称  
変更前 財団法人消防試験研究センター  
変更後 一般財団法人消防試験研究センター
- 2 変更日  
平成25年4月1日

**熊本県告示第278号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
苓北町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第279号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、天草郡苓北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
苓北町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、苓北町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第280号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 風害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第281号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年3月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第282号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年3月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 魚つき
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第283号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年3月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第284号**

熊本県遊泳用プール等指導要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
平成25年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県遊泳用プール等指導要項の一部を改正する要項  
熊本県遊泳用プール等指導要項（平成4年熊本県告示第580号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「地を管轄する保健所長(熊本市にあっては、熊本市保健所長)」を「場所の所在地が荒尾市、玉名市、玉名郡、山鹿市、菊池市、合志市、菊池郡、阿蘇市又は阿蘇郡の区域内にある場合にあっては熊本県菊池保健所長に、八代市、八代郡、人吉市、球磨郡、水俣市又は葦北郡の区域内にある場合にあっては熊本県八代保健所長に、上益城郡の区域内にある場合にあっては熊本県御船保健所長に、宇土市、宇城市又は下益城郡の区域内にある場合にあっては熊本県宇城保健所長に、天草市、上天草市又は天草郡の区域内にある場合にあっては熊本県天草保健所長」に改め、同条第2項中「遊泳用プールの所在地を管轄する」を「前項の規定により設置届出書を提出した」に改め、「熊本市にあっては、熊本市保健所長。」を削る。

別表の2の(2)のカ中「オ及びカ」を「ウ及びエ」に改める。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

**熊本県告示第285号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
平成25年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 球磨村

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
告（513-1-021）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

球磨郡球磨村一勝地

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大坂間-1（513-1-023-1）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

球磨郡球磨村一勝地

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大坂間-2（513-1-023-2）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

球磨郡球磨村一勝地

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大坂間 3 (5 1 3 - 1 - 0 2 3 - 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大坂間 4 (5 1 3 - 1 - 0 2 3 - 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
田代 (5 1 3 - 1 - 0 2 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
淋 (5 1 3 - 1 - 0 2 5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (8) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
柳詰 (5 1 3 - 1 - 0 2 6)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
柳詰 B - 1 (5 1 3 - 1 - 0 2 7 - 1)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
柳詰 B-2 (513-1-027-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
柳詰 B-3 (513-1-027-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
宮園 (513-1-028)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
那良口 (A) (513-1-040)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村三ヶ浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
野々原 A (513-1-041)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
吐合（513-1-042）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
松船（513-1-043）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
黄檗（513-1-047）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
日隠-1（513-1-048-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
日隠-2（513-1-048-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
告 A（513-2-025）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
田代 A（513-2-026）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
田代 B（513-2-027）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
田代 C（513-2-028）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
岳本 B（513-2-035）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
中渡 (5 1 3 - 2 - 0 3 6)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
那良口 (B) (5 1 3 - 2 - 0 3 7)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村三ヶ浦

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
毎床 (5 1 3 - 2 - 0 3 8)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村三ヶ浦

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
野々原 B (5 1 3 - 2 - 0 3 9)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
中津 (5 1 3 - 2 - 0 4 0)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)



- イ 日隠上 B ( 5 1 3 - 2 - 0 4 1 )  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
松船 B ( 5 1 3 - 2 - 0 4 2 )
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
松船 A ( 5 1 3 - 2 - 0 4 3 )
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
鶴口 C ( 5 1 3 - 2 - 0 4 4 )
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村三ヶ浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
鶴口 B ( 5 1 3 - 2 - 0 4 5 )
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村三ヶ浦
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
鶴口 A ( 5 1 3 - 2 - 0 4 6 )
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村三ヶ浦

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- 黒白 A (5 1 3 - 2 - 0 4 7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- 黒白 B (5 1 3 - 2 - 0 4 8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- 黒白 C (5 1 3 - 2 - 0 4 9)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- 黄檗 A (5 1 3 - 2 - 0 5 0)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- 湯の原 A (5 1 3 - 2 - 0 5 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
湯の原 B（5 1 3 - 2 - 0 5 2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
俣口 A（5 1 3 - 2 - 0 5 3）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
俣口 B（5 1 3 - 2 - 0 5 4）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
俣口 C（5 1 3 - 2 - 0 5 5）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村三ヶ浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
遠藤 B（遠原）（5 1 3 - 2 - 0 5 6）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨郡球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 2 8 6 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第  
5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特  
別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 芦北町

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
滝の上川 1（4 8 1 - 1 - 0 3 4）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
滝の上川 2（4 8 1 - 1 - 0 3 5）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
野添川（4 8 1 - 1 - 0 3 6）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町小田浦  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
泊川 2（4 8 1 - 1 - 0 4 0）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
泊川 1 - 1（4 8 1 - 1 - 0 4 1 - 1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 泊川 1-2 (481-1-041-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 葦北郡芦北町海浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 泊川 1-3 (481-1-041-3)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 葦北郡芦北町海浦  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 中浦川 1 (481-1-042)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 葦北郡芦北町海浦  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 中浦川 2 (481-1-043)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 葦北郡芦北町海浦  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 角石川 1 (481-1-044)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 葦北郡芦北町海浦  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 角石川 2 (481-1-045)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 葦北郡芦北町海浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地

- (12) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 下浦川-1 (481-1-046-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 葦北郡芦北町海浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (13) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 下浦川-2 (481-1-046-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 葦北郡芦北町海浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (14) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 山口川 (481-2-012)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 葦北郡芦北町小田浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (15) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 新町川 (482-1-114)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 葦北郡芦北町佐敷  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (16) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 大迫川-1 (482-1-116-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 葦北郡芦北町芦北  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (17) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 大迫川-2 (482-1-116-2)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 葦北郡芦北町芦北  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示

- エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
井手上北川（482-1-117）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町芦北  
ウ 土砂災害警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
大迫川（482-1-118）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町花岡  
ウ 土砂災害警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
和田川（482-2-014）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町籠瀬  
ウ 土砂災害警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
市居春川1（482-2-030）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町吉尾  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (22) ア 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）  
土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
市居春川2（482-2-031）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町吉尾  
ウ 土砂災害警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
上葦平川（482-2-032）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町籠瀬  
ウ 土砂災害警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大丸川 (482-2-038)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町白岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
野添-1 (481-1-029-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町小田浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
野添-2 (481-1-029-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町小田浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
野添-3 (481-1-029-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町小田浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
泊 C-1 (481-1-030-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
泊 (481-1-031)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地



- ウ 葦北郡芦北町海浦  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
海浦山下 (4 8 1 - 1 - 0 3 8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
海浦 A (4 8 1 - 1 - 0 3 9)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
前田 - 1 (4 8 1 - 1 - 0 4 0 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
前田 - 2 (4 8 1 - 1 - 0 4 0 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
前田 - 3 (4 8 1 - 1 - 0 4 0 - 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
前田-4 (481-1-040-4)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
前田-5 (481-1-040-5)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
前田-6 (481-1-040-6)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
滝の上-1 (481-1-041-1)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
滝の上-2 (481-1-041-2)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地

- (40) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 滝の上-3 (481-1-041-3)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町海浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (41) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 滝の上-4 (481-1-041-4)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町海浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (42) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 野添A (481-2-030)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町小田浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (43) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 野添B (481-2-031)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町小田浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (44) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 海浦D (481-2-032)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町海浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (45) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 海浦B (481-2-033)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
海浦 E (4 8 1 - 2 - 0 3 6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
海浦 C (4 8 1 - 2 - 0 3 7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
滝の上 A (4 8 1 - 2 - 0 3 8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
市居原 B - 1 (4 8 2 - 1 - 0 1 5 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町吉尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
市居原 B - 2 (4 8 2 - 1 - 0 1 5 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町吉尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
湯の段 (482-1-016)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町吉尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
上葦 C (482-2-025)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町簀瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
上葦 D-1 (482-2-026-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町簀瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
上葦 D-2 (482-2-026-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町簀瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
市居原 A (482-2-027)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町吉尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 2 8 7 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
 平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 津奈木町

- (1) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
福浦川 1 - 1 (4 8 4 - 1 - 0 0 1 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
福浦川 1 - 2 (4 8 4 - 1 - 0 0 1 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
福浦川 1 - 3 (4 8 4 - 1 - 0 0 1 - 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
竹泊川（竹迫川） - 1 (4 8 4 - 1 - 0 0 2 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
竹泊川（竹迫川） - 2 (4 8 4 - 1 - 0 0 2 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- イ 福浦川（484-1-003）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - ウ 葦北郡津奈木町福浜土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - オ 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
  - 小網代川 A（484-1-004）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 葦北郡津奈木町福浜
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - オ 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
  - 小網代川 B（484-1-005）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 葦北郡津奈木町福浜
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - オ 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9)
  - ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
  - 天子宫川（484-1-006）
  - イ 土砂災害警戒区域の所在地
  - 葦北郡津奈木町福浜
  - ウ 土砂災害警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - オ 土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
  - 町原川-1（484-1-051-1）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 葦北郡津奈木町小津奈木
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - オ 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11)
  - ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
  - 町原川-2（484-1-051-2）
  - イ 土砂災害警戒区域の所在地
  - 葦北郡津奈木町小津奈木
  - ウ 土砂災害警戒区域の表示
  - エ 次の図のとおり土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 坂下川 (484-1-052)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 葦北郡津奈木町小津奈木  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 中園川-1 (484-1-053-1)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 葦北郡津奈木町小津奈木  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 中園川-2 (484-1-053-2)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 葦北郡津奈木町小津奈木  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 小網代川Ⅱ-1 (484-2-001)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 葦北郡津奈木町福浜  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 小網代川Ⅱ-2 (484-2-002)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 葦北郡津奈木町福浜  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 長浜川Ⅱ-1 (484-2-003-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 葦北郡津奈木町福浜  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策



の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (18) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
長浜川Ⅱ-2 (484-2-003-2)

イ 土砂災害警戒区域の所在地

葦北郡津奈木町福浜

ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (19) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
合串川Ⅱ-2 (484-2-004)

イ 土砂災害警戒区域の所在地

葦北郡津奈木町福浜

ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (20) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
合串川Ⅱ-3 (484-2-005)

イ 土砂災害警戒区域の所在地

葦北郡津奈木町福浜

ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (21) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
合串川Ⅱ-1 (484-2-006)

イ 土砂災害警戒区域の所在地

葦北郡津奈木町福浜

ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (22) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
平国川Ⅱ (484-2-007)

イ 土砂災害警戒区域の所在地

葦北郡津奈木町福浜

ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (23) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
瀬戸川Ⅱ-1 (484-2-022)

イ 土砂災害警戒区域の所在地

葦北郡津奈木町小津奈木

ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
瀬戸川Ⅱ-2 (484-2-023)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

葦北郡津奈木町小津奈木

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
福浦 (D) (484-1-001)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
福浦 (C) - 1 (484-1-002-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
福浦 (C) - 2 (484-1-002-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
福浦 (B) - 1 (484-1-003-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
福浦 (B) - 2 (484-1-003-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
福浦（B）－3（484－1－003－3）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
福浦（A）－1（484－1－004－1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
福浦（A）－2（484－1－004－2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
福浦（A）－3（484－1－004－3）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
福浦 H（484－1－005）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 合串 B-1 (484-1-006-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 葦北郡津奈木町福浜  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 合串 B-2 (484-1-006-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 葦北郡津奈木町福浜  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 合串 B-3 (484-1-006-3)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 葦北郡津奈木町福浜  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 合串 B-4 (484-1-006-4)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 葦北郡津奈木町福浜  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 合串 A (484-1-007)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 葦北郡津奈木町福浜  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
柳迫 (484-1-008)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国 (C) (484-1-009)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国-1 (484-1-010-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国-2 (484-1-010-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国-3 (484-1-010-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国下 (A)-1 (484-1-011-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 葦北郡津奈木町福浜  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国下 (A) - 2 (484-1-011-2)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国下 (A) - 3 (484-1-011-3)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国下 (A) - 4 (484-1-011-4)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国下 (A) - 5 (484-1-011-5)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国下 (A) - 6 (484-1-011-6)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
平国下 C（4 8 4 - 1 - 0 1 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
平国上 - 1（4 8 4 - 1 - 0 1 3 - 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
平国上 - 2（4 8 4 - 1 - 0 1 3 - 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
平国上 - 3（4 8 4 - 1 - 0 1 3 - 3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
平国上 - 4（4 8 4 - 1 - 0 1 3 - 4）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国上-5 (484-1-013-5)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国上-6 (484-1-013-6)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (58) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
平国上-7 (484-1-013-7)  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
桜戸 (484-1-021)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町岩城  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
町原 (484-1-022)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町小津奈木  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
浜崎-1 (484-1-026-1)



- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町岩城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び葦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
浜崎-2 (484-1-026-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町岩城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び葦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
浜崎-3 (484-1-026-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町岩城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び葦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
小津奈木-1 (484-1-036-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町小津奈木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び葦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
石木田 (484-1-037)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町小津奈木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び葦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国 D-1 (484-2-001-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
平国 E（484-2-002）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (68) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
平国 F（484-2-003）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (69) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
福浦 F（484-2-004）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (70) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
福浦 G（484-2-005）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (71) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
合串 C（484-2-006）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (72) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
合串 D (484-2-007)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (73) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国 G (484-2-009)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (74) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平国下 D (484-2-010)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (75) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
桜戸 A-1 (484-2-024-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町岩城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (76) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
桜戸 A-2 (484-2-024-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町岩城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (77) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- イ 桜戸 B-2 (484-2-028-2)  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町岩城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び葦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (78) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
丸岡 A-1 (484-2-050-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町小津奈木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び葦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (79) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
丸岡 A-2 (484-2-050-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町小津奈木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び葦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (80) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
丸岡 C-1 (484-2-051-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町小津奈木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び葦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (81) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
丸岡 C-2 (484-2-051-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町小津奈木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び葦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (82) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
丸岡 D (484-2-052)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町小津奈木

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (83) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- 町原 A (484-2-053)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 葦北郡津奈木町小津奈木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (84) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- 久子 A (484-2-054)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 葦北郡津奈木町岩城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (85) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- 久子 B (484-2-055)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 葦北郡津奈木町岩城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (86) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- 瀬戸 B-2 (484-2-065-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 葦北郡津奈木町小津奈木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (87) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
- 瀬戸 B-3 (484-2-065-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 葦北郡津奈木町小津奈木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類